

「平成16年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案」について

平成16年1月

法律案の趣旨

本法律案は、平成16年度における国の財政収支の状況に鑑み、同年度の適切な財政運営に資するため、平成16年度における公債の発行の特例に関する措置等、所要の措置を定めるものである。

法律案の概要

特例公債の発行（30兆900億円）

平成16年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、財政法第4条第1項ただし書の規定による公債のほか、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができることとする。

年金事業等の事務費に係る国の負担の特例（1,089億円）

平成16年度において、国民年金事業、厚生年金保険事業及び国家公務員共済組合の事務の執行に要する費用に係る国の負担を抑制するため、国民年金法、国民年金特別会計法、厚生保険特別会計法及び国家公務員共済組合法の特例を設けることとする。

法案の施行日

平成16年4月1日